

大和市告示第20号

指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等（令和6年大和市告示第73号）を、次のとおり変更する。

令和7年2月7日

大和市長 古谷田 力

1 指定納付受託者の名称及び納付させる歳入等

（下線部分は、変更部分）

名称	納付させる歳入等	
	変更前	変更後
株式会社 NTTデータ	印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書、住宅用家屋証明書及び土地家屋名寄帳の発行に係る手数料及び郵送料	印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書、住宅用家屋証明書、 <u>土地家屋名寄帳</u> 、 <u>土地登録証明</u> 、 <u>家屋登録証明</u> 及び納税証明書の発行に係る手数料及び郵送料

2 変更する日

令和7年3月1日